

## 目論見書補完書面(外国投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

下記の事項は、BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908(豪ドル建)(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ファンドに係る手数料等について

- ・ ファンドの手数料など諸費用の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご参照下さい。
- ・ 外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 重要事項のご確認

- ・ 投資信託は、預金ではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・ 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

※ この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

## ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

## ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本社所在地	〒100-8501 東京都千代田区内幸町2-1-8
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	476,296,960,638 円(2009年3月末現在)
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	0120-456-860 またはお取引のある本支店にご連絡ください。

※ この書面は、株式会社新生銀行が作成する目論見書補完書面であり、交付目論見書の一部を構成するものではありません。また、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。